

広島市報号外第13号

財 政 事 情

令和5年度上半期

広 島 市

公 告

令和 5 年 11 月 30 日

令和 4 年度の決算の状況と、令和 5 年度上半期の財政の状況を次のように公表します。

広島市長 松井 一實

目 次

- I 令和 4 年度の決算の状況
 - 1 財政規模の推移
 - 2 財政の状況
 - (1) 市税収入
 - (2) 義務的経費
 - (3) 経常収支比率
 - 3 市債残高の状況
 - 4 財政調整基金の状況
 - 5 決算資料（参考）
 - (1) 会計別総括表
 - (2) 一般会計<歳入>
 - ① 歳入の内訳
 - ② 市税の内訳
 - (3) 一般会計<歳出>
 - ① 歳出〔目的別〕の内訳
 - ② 歳出〔性質別〕の内訳
 - 6 市民 1 人当たりの金額
 - 7 企業会計の決算
 - 8 健全化判断比率等について
 - (1) 健全化判断比率
 - (2) 資金不足比率
 - (3) 健全化判断比率等の推移
- II 令和 5 年度の財政状況
 - 1 予算の執行状況
 - (1) 一般会計
 - (2) 特別会計
 - 2 市有財産の状況
 - 3 市債及び一時借入金の状況
 - (1) 市債
 - (2) 一時借入金

I 令和4年度の決算の状況

1 財政規模の推移（図1）

- ・ 平成16年度を基準（指数100）に、広島市（一般会計）、地方財政全体（普通会計）、国（一般会計）の指数の動きを比較すると、平成29年度から令和元年度にかけて、県費負担教職員制度に係る包括的な権限移譲などにより広島市の値が国を上回っていたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策関係経費の増などにより国の値が大幅増となったことから、広島市の値が国を下回っている。また、平成18年度から令和3年度にかけて、広島市の値が地方財政全体を上回っている。
- ・ 令和4年度の財政規模は、満期一括償還債の元金償還の減等に伴う公債費の減などにより、2年連続の減少となった（対前年度マイナス4.9%）。
- ・ また、一般会計と市税収入の指数の動きを比較すると、平成20年度までは市税収入の値が一般会計の値を上回っていたが、平成21年度以降は一般会計の値が市税収入の値を上回っている。

2 財政の状況

(1) 市税収入（図2）

- ・ 令和4年度は固定資産税及び個人市民税の増収などにより、対前年度プラス2.3%の2,421億円となった。

(2) 義務的経費（図2）

- ・ 歳出のうちその支出が義務付けられ、硬直性の高い義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）は、3,241億円となった（対前年度マイナス9.8%）。
- ・ 義務的経費には、国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税収入と単純には比較できないが、両者の関係をみると、義務的経費が市税収入を上回っており、令和4年度には、その差が820億円となっている。

〔 ※ 扶助費とは、生活困窮者、高齢者、被爆者、障害者等に対して、その生活を維持するために支出される経費である。 〕

(3) 経常収支比率（表1）

- ・ 経常的に支出される経費には、義務的経費以外にも、公共施設の管理運営費等の物件費などがある。
- ・ これらの経費も含め、財政構造の弾力性をみるための指標として使われる経常収支比率については、令和4年度は物価高騰の影響などにより、98.2%（対前年度プラス3.4ポイント）となっている。

図1 広島市一般会計・市税、地方財政及び国の財政規模の推移

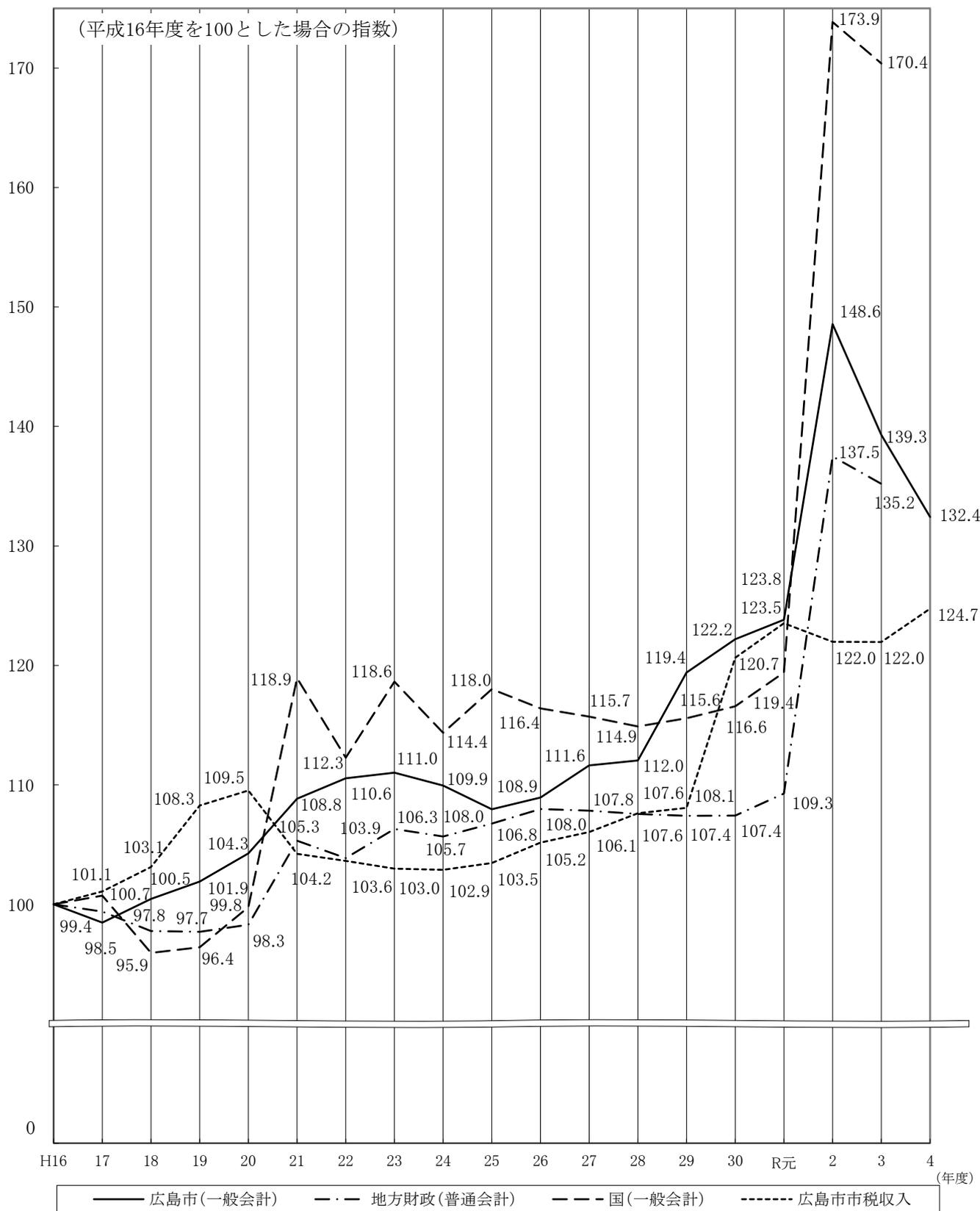
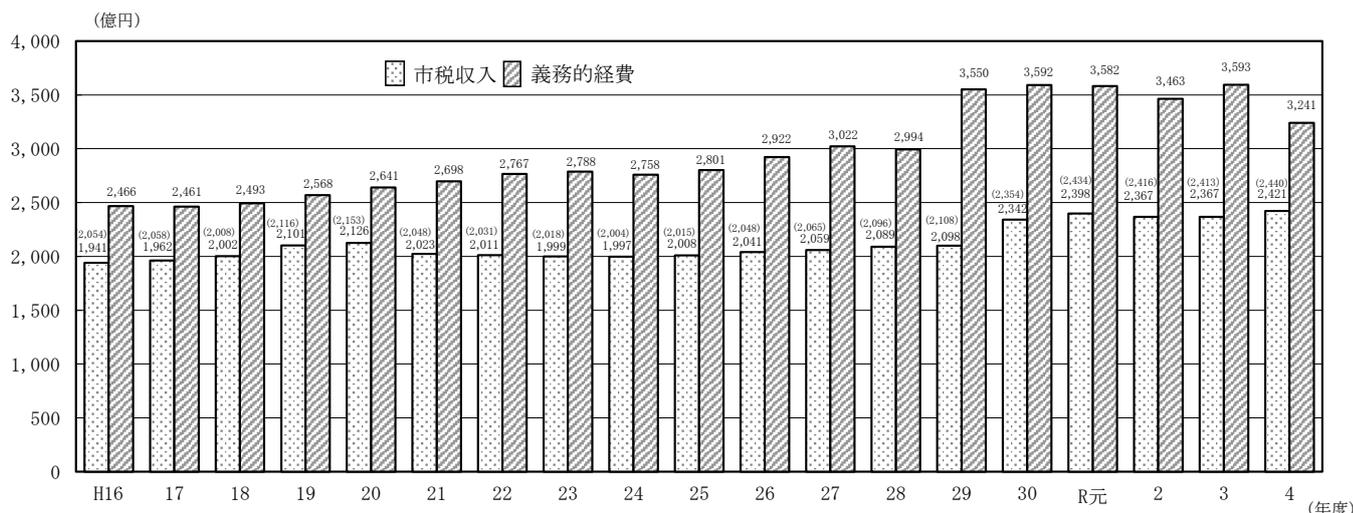


図2 市税収入と義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の推移（決算ベース）



(注1) ()内は、減税補填債、猶予特例債及び地方特例交付金を含めた金額である。

(注2) 義務的経費には国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税と義務的経費の関係は単純には比較できない。

義務的経費の内訳

(単位：億円)

区分	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
人件費	832	849	858	899	873	875	867	847	827	798	835	848	848	1,368	1,363	1,348	1,411	1,409	1,420
扶助費	915	939	956	997	1,030	1,102	1,302	1,360	1,359	1,367	1,377	1,395	1,389	1,389	1,395	1,419	1,414	1,420	1,426
公債費	719	673	679	672	738	721	598	581	572	636	710	779	757	793	834	815	638	764	395
計	2,466	2,461	2,493	2,568	2,641	2,698	2,767	2,788	2,758	2,801	2,922	3,022	2,994	3,550	3,592	3,582	3,463	3,593	3,241

表1 経常収支比率の推移

(単位：%)

H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
96.1	96.0	95.8	98.4	96.2	97.9	96.3	96.9	96.8	96.4	97.7	97.4	98.6	98.2	98.1	98.4	97.6	94.8	98.2
(104.5)	(102.0)	(101.0)	(102.7)	(100.1)	(106.3)	(107.6)	(109.3)	(109.8)	(110.7)	(111.5)	(109.0)	(109.7)	(110.7)	(109.6)	(108.2)	(108.6)	(103.7)	(105.0)

(注) ()内は、減税補填債、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いて整理した経常収支比率である。

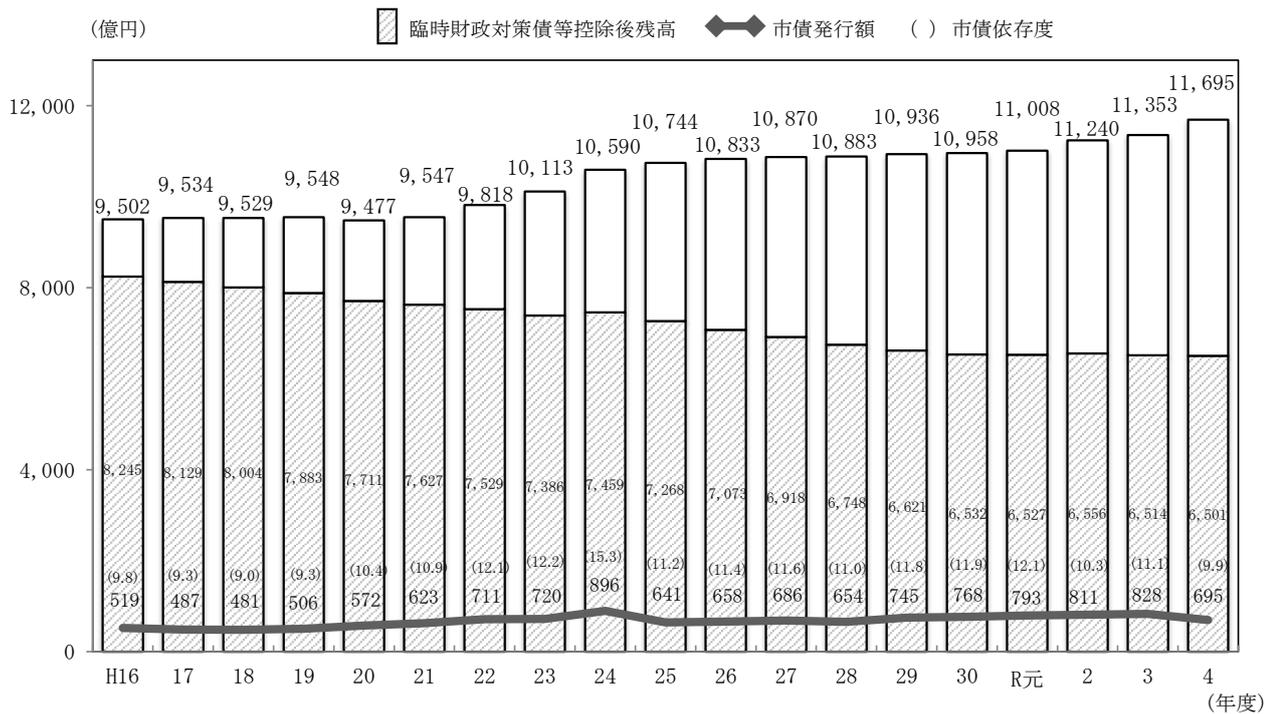
$$\left(\begin{array}{l} \text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費、施設の管理運営費} \\ \text{などの経常経費に充てる一般財源}}{\text{市税及び普通交付税など経常的に収入される一般財源}} \times 100 \end{array} \right)$$

3 市債残高の状況（図3）

一般会計の年度末における市債残高は、臨時財政対策債の発行などで1兆1,695億円となったものの、臨時財政対策債残高等を除く残高は、前年度を13億円下回る6,501億円となり、着実に減少している。

本市では「第2次財政健全化計画」（計画期間：平成16年度～平成19年度）、「今後の財政運営方針」（計画期間：平成20年度～平成23年度）及び「財政運営方針（平成24年度～平成27年度）」（平成28年度～平成31年度）」に基づき、それぞれの期間において市債残高の抑制に努めてきたが、依然として高い水準にあるため、令和2年2月に策定した「財政運営方針（令和2年度～令和5年度）」においても、市債残高の抑制を目標の一つに掲げ、その抑制に努めることとしている。

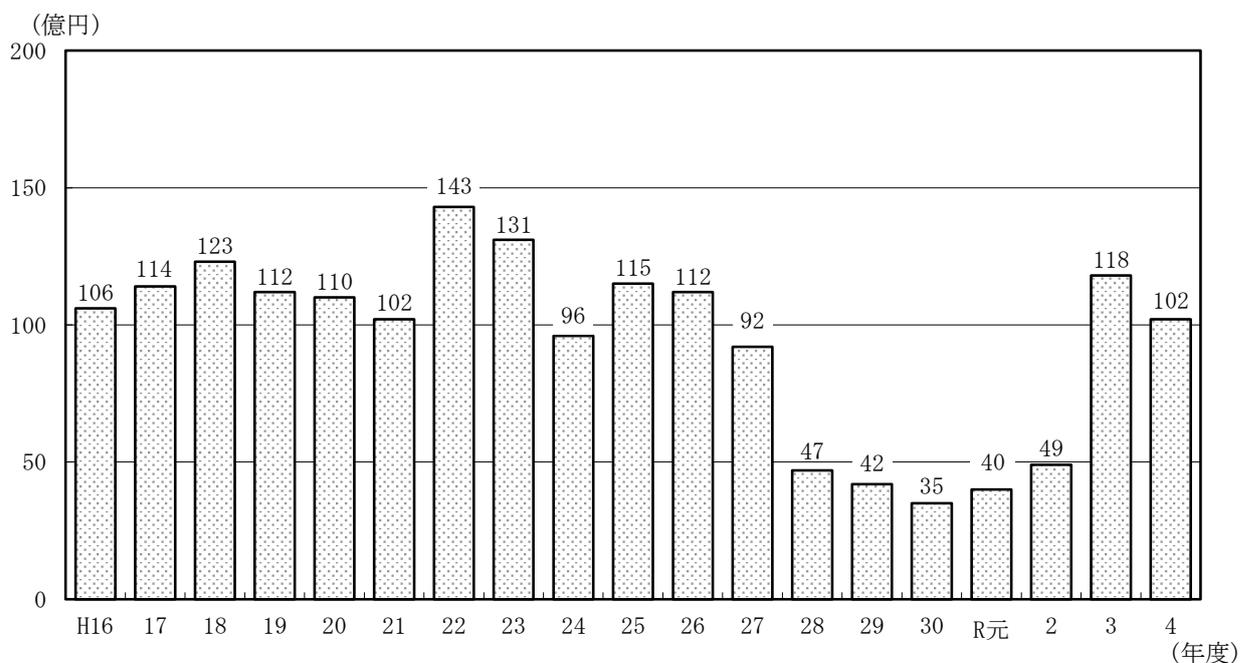
図3 市債発行額、残高及び依存度の推移



4 財政調整基金の状況（図4）

- ・ 財政調整基金とは、将来の大幅な税収減や災害の発生等の不測の事態に対応するために資金を積み立てたものである。
- ・ 令和4年度末の財政調整基金残高は102億円となっている。

図4 財政調整基金の年度末残高の推移

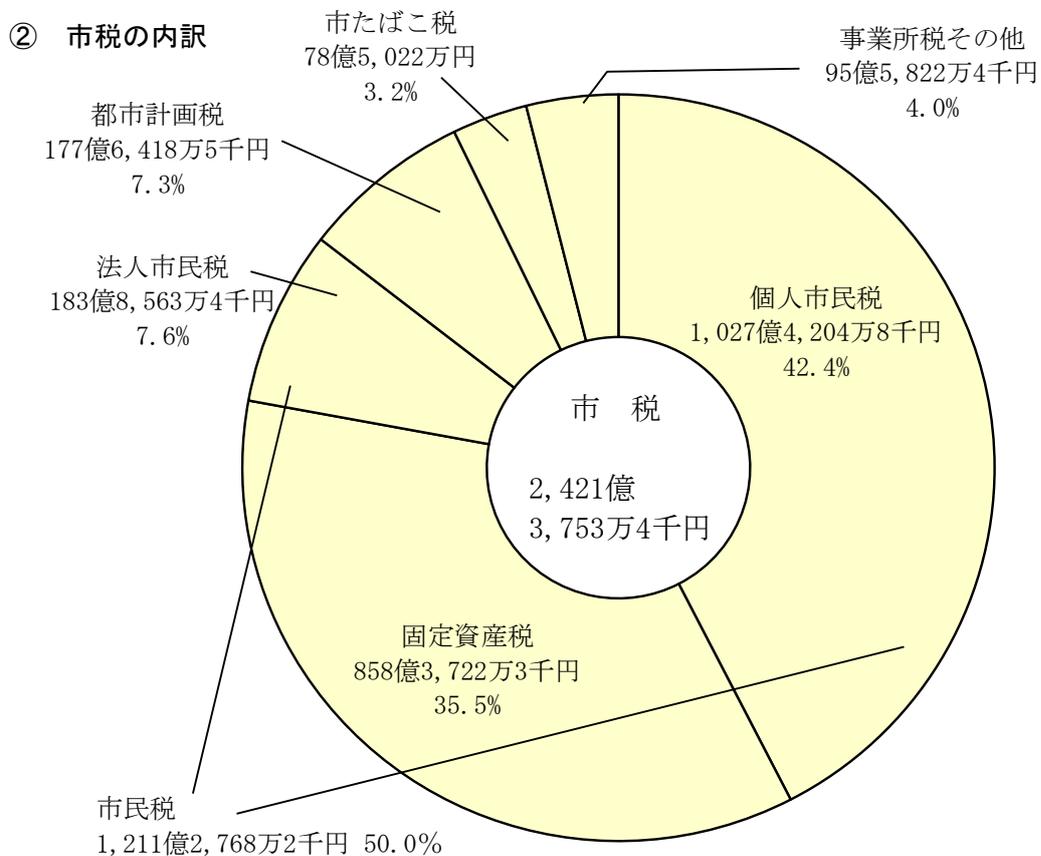
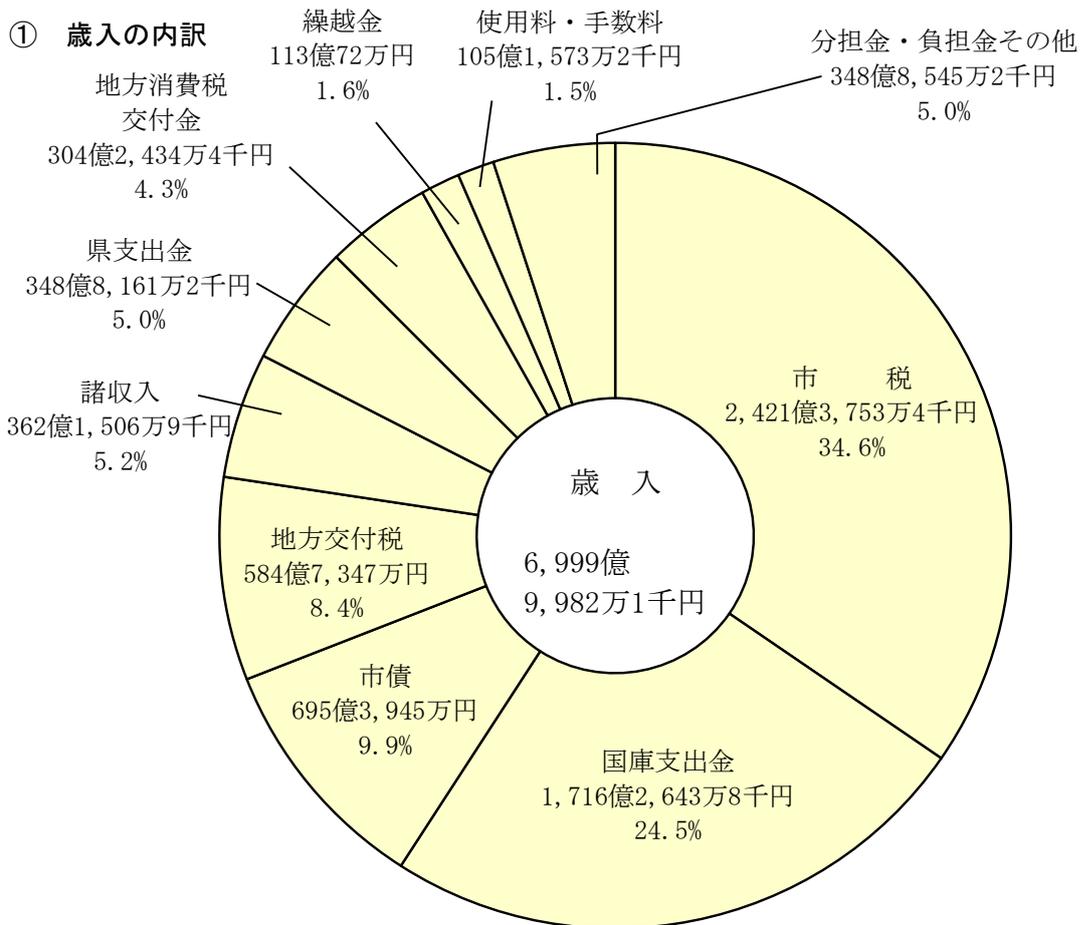


5 決算資料（参考）

(1) 会計別総括表

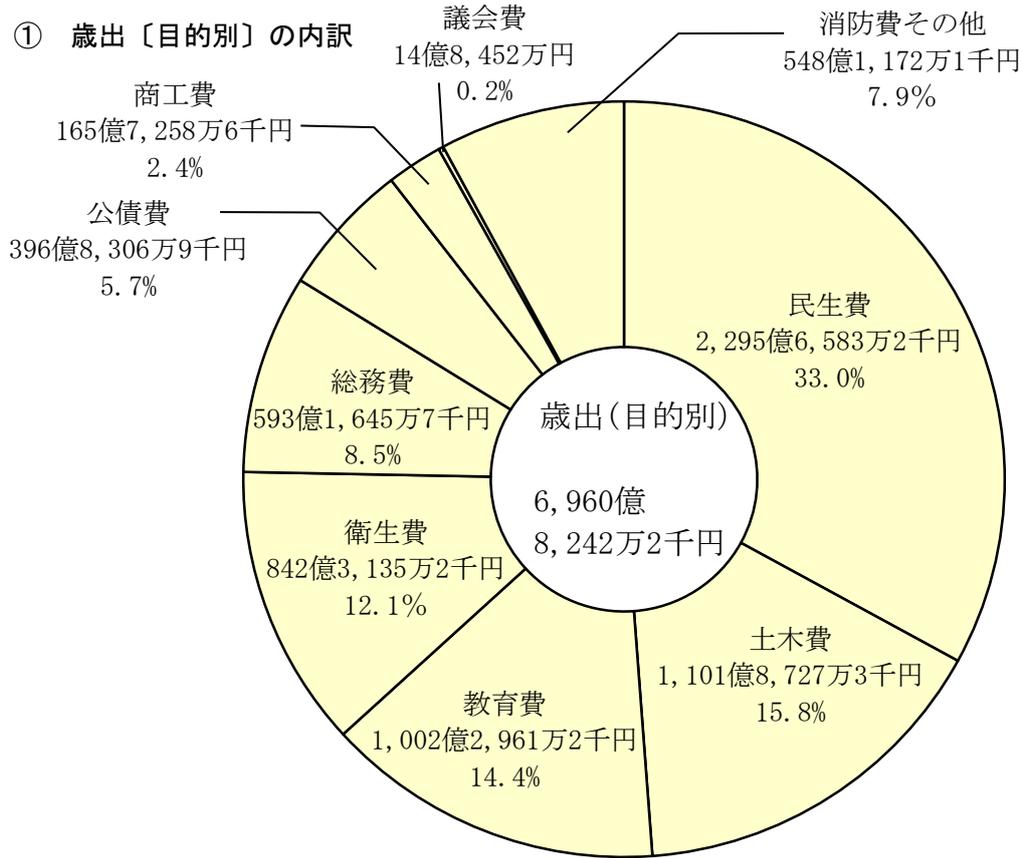
会 計 名	歳 入 A			歳 出 B			差 引 (形式収支) (A - B) C		翌年度繰越分 充当財源 D	実 質 収 支 (C - D)
	兆	億	万 千円	兆	億	万 千円	億	万 千円		
一 般 会 計			699999821			696082422		3917399	2007473	1909926
特 別 会 計			412503407			405679612		6823795	1496	6822299
母子父子寡婦 福祉資金貸付			1505750			317180		1188570		1188570
物 品 調 達			39729			35727		4002		4002
公 債 管 理			142391863			142391863				
広島市民球場			2084147			2084147				
用地先行取得			250741			250741				
西 風 新 都			1076846			1076846				
後期高齢者医療			16630905			16548673		82232		82232
介 護 保 険			103222027			101171129		2050898		2050898
国民健康保険			104059851			103216855		842996		842996
競 輪			25399438			22794821		2604617		2604617
中央卸売市場			3013572			3013572				
国民宿舎 湯来ロッジ等			81142			81142				
駐 車 場			603673			602177		1496	1496	
開 発			1062829			1062829				
市立病院機構 資金貸付			11030297			11030297				
元宇品町財産区			27808			1003		26805		26805
高南財産区			707			24		683		683
三入財産区			6074			315		5759		5759
小河内財産区			5131			69		5062		5062
砂谷財産区			10877			202		10675		10675
合 計			1112503228			1101762034		10741194	2008969	8732225

(2) 一般会計<歳入>

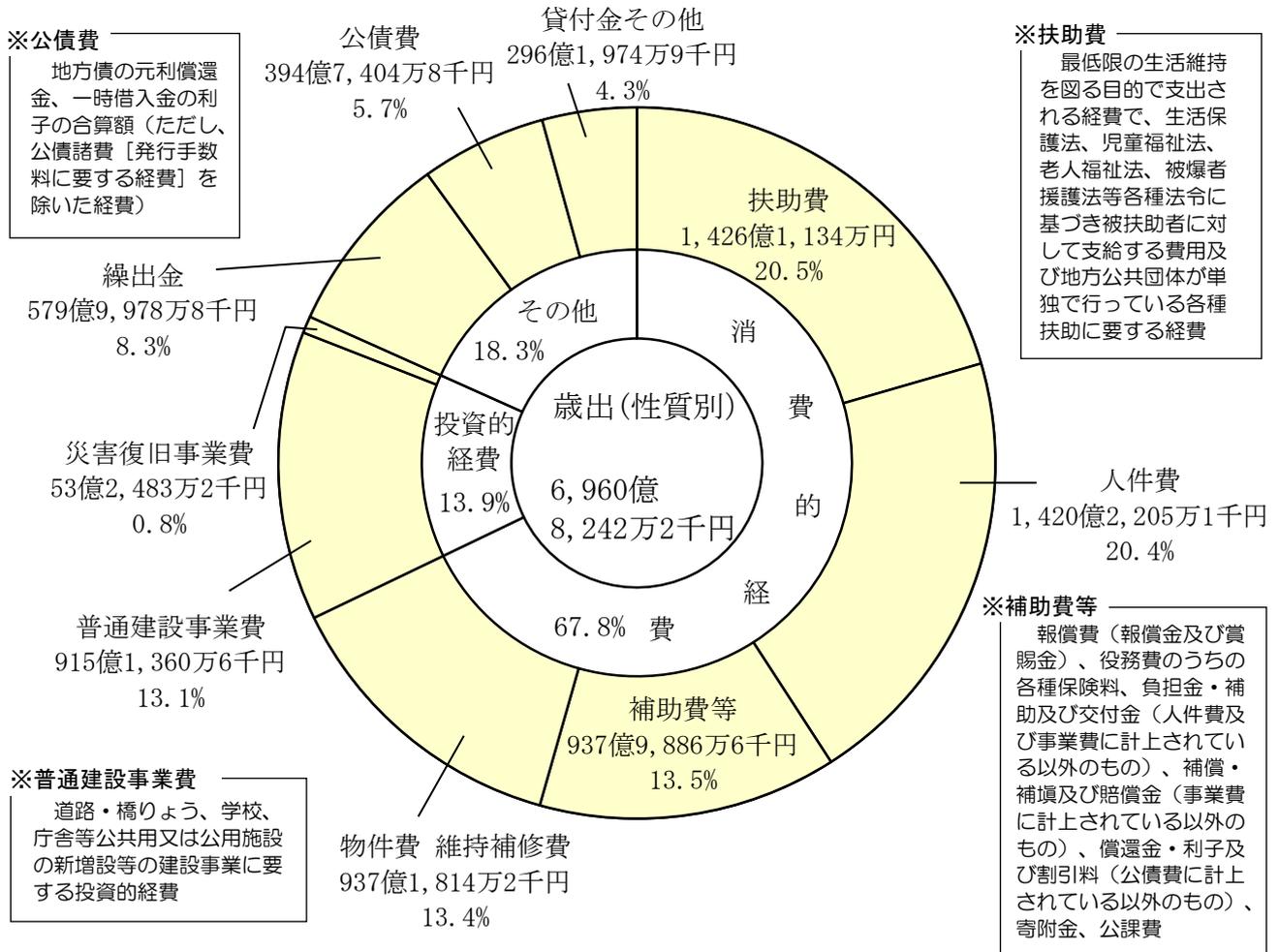


(3) 一般会計<歳出>

① 歳出〔目的別〕の内訳

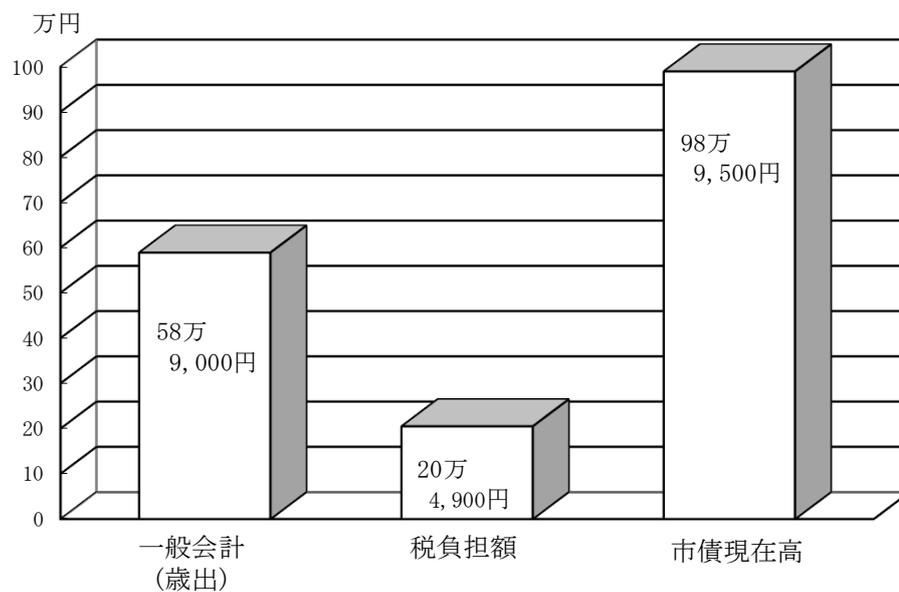


② 歳出〔性質別〕の内訳



6 市民1人当たりの金額

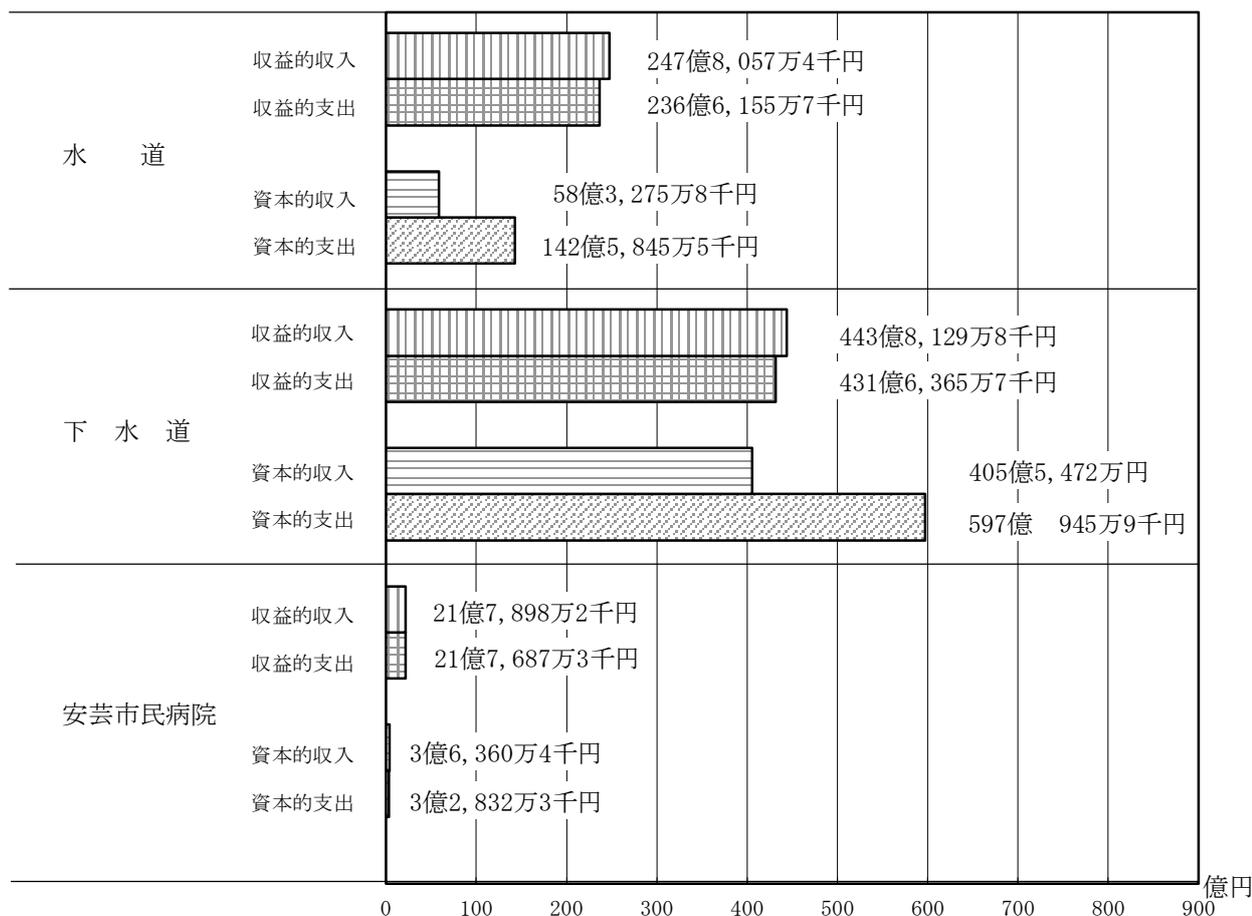
《人口：118万1,868人(外国人を含む。) 令和5年3月31日現在》



一般会計 (歳出) 《58万9,000円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	19万4,200円
☆土木費 (道路・公園整備など)	9万3,200円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	8万4,800円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	7万1,300円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	5万 200円
☆公債費 (借入金の返済)	3万3,600円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	1万7,800円
☆災害復旧費 (災害の復旧)	4,500円
☆議会費 (議会の運営)	1,300円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	3万8,100円

7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
 - ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。
- なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填する。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の令和4年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	9.8	164.8
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率
特別会計 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、安芸市民病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(3) 健全化判断比率等の推移

(単位：%)

区 分	H25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
実質公債費比率	15.6	15.4	15.0	14.7	13.8	13.1	12.4	11.7	10.9	9.8
将来負担比率	228.2	228.0	223.9	222.8	199.6	190.4	183.7	174.7	158.9	164.8

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度においても実質赤字は生じていない。
- ・ 資金不足比率については、対象となる全ての特別会計について、いずれの年度においても資金不足は生じていない。

用 語 解 説

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 令和5年度の財政状況

1 予算の執行状況（令和5年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
市 税	246620897			246620897	130439815	52.9
地 方 譲 与 税	3407003			3407003	1019293	29.9
利 子 割 交 付 金	95397			95397	38712	40.6
配 当 割 交 付 金	1401765			1401765	242520	17.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1167530			1167530		
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	222990			222990		
法 人 事 業 税 交 付 金	3196609			3196609	1619613	50.7
地 方 消 費 税 交 付 金	32180000			32180000	16951129	52.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56573			56573	22481	39.7
環 境 性 能 割 交 付 金	537000			537000	190657	35.5
軽 油 引 取 税 交 付 金	5245000			5245000	2145684	40.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	31622			31622		
地 方 特 例 交 付 金	1800000			1800000	1748529	97.1
地 方 交 付 税	63500000			63500000	44005757	69.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	289000			289000	119398	41.3
分 担 金 ・ 負 担 金	8480938	11033		8491971	1341520	15.8
使 用 料 ・ 手 数 料	11713135			11713135	5567795	47.5
国 庫 支 出 金	143368414	23962764	9889831	177221009	58690014	33.1
県 支 出 金	34729284	2914278	810751	38454313	3383968	8.8
財 産 収 入	2165099			2165099	519619	24.0
寄 附 金	1567587		7700	1575287	325998	20.7
繰 入 金	12318313	4894030	492633	17704976	1810000	10.2
繰 越 金	1	2007473		2007474	3917399	195.1
諸 収 入	38864512	51055	△60000	38855567	4757966	12.2
市 債	56634000	25032700	2083500	83750200	2000000	2.4
歳 入 合 計	669592669	58873333	13224415	741690417	280857867	37.9

歳出

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
議 会 費	1629510			1629510	770544	47.3
総 務 費	52175685	2808920	2254403	57239008	21095385	36.9
民 生 費	225977366	2094885	6514003	234586254	94594421	40.3
衛 生 費	70065951	10837857	1638	80905446	30764014	38.0
農 林 水 産 業 費	4648270	398848	462266	5509384	1631204	29.6
商 工 費	15766844	2189001	1965567	19921412	11420546	57.3
土 木 費	102042771	34708225	1808621	138559617	59529417	43.0
消 防 費	14430754	373816	△12300	14792270	5915811	40.0
教 育 費	105201150	3171476	11117	108383743	43318190	40.0
災 害 復 旧 費	885531	2290305	235100	3410936	685202	20.1
公 債 費	39049836			39049836	681	0.0
諸 支 出 金	37319001			37319001		
予 備 費	400000		△16000	384000		
歳 出 合 計	669592669	58873333	13224415	741690417	269725415	36.4

(注)予備費支出については、補正額に含む。

(2) 特別会計

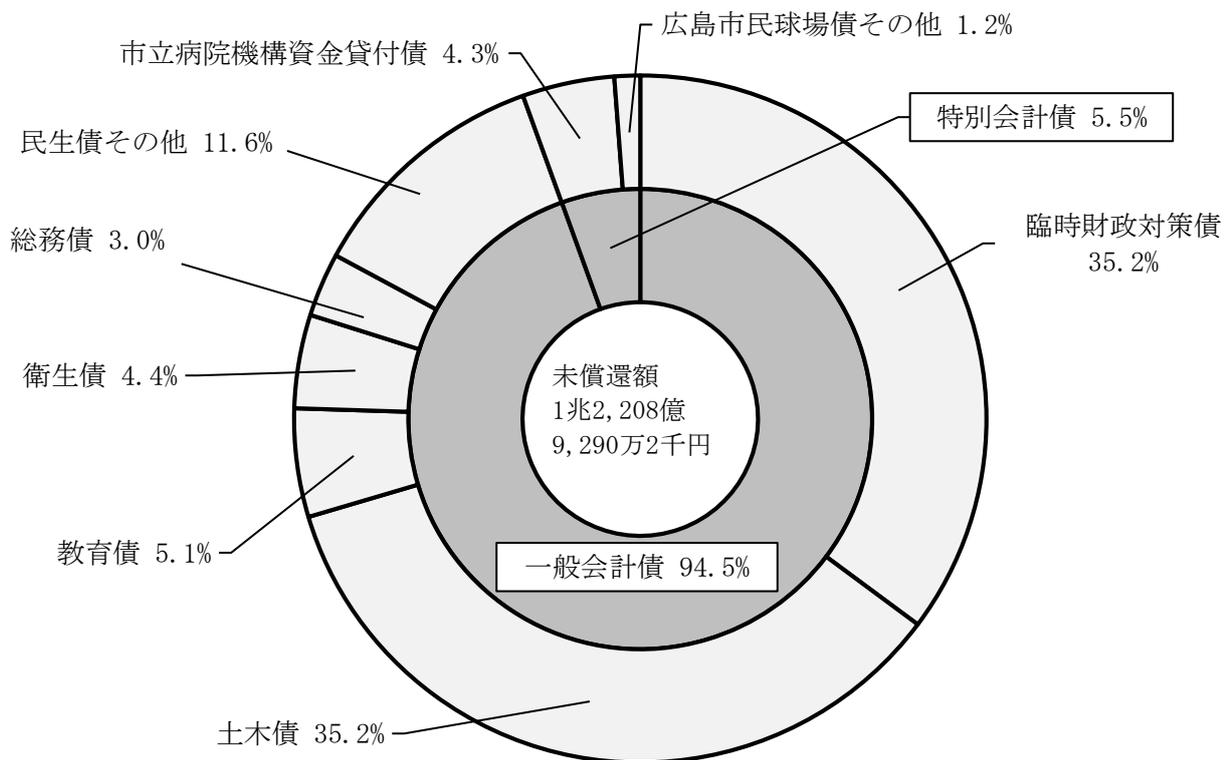
会 計 名	当初予算額			繰越額			補正額			予算現額			執 行 状 況						
													歳 入		歳 出				
													収入済額	収入率	支出済額	執行率			
億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%	億	万	千円	%						
母子父子寡婦 福祉資金貸付	10	709	997							10	709	997	140	357	5	131.1	93	658	8.7
物 品 調 達		42	095								42	095	29	408		69.9	29	126	69.2
公 債 管 理	128	758	550							128	758	550	161	950	00	12.6	382	793	29.7
広島市民球場	15	293	98							15	293	98	15	817	2	10.3	30	035	2.0
用地先行取得	5	29	000							5	29	000		339		0.1			
西 風 新 都	1	007	212							1	007	212		999	61	9.9		1223	0.1
後期高齢者医療	17	722	264							17	722	264	56	675	19	32.0	52	600	29.7
介 護 保 険	10	984	981				4	180		10	989	161	43	134	686	39.3	43	188	39.3
国民健康保険	10	353	724				1	175	68	10	365	480	39	631	224	38.2	41	991	40.5
競 輪	2	330	428							2	330	428	77	653	59	33.3	50	129	21.5
中央卸売市場	3	212	712							3	212	712	7	365	10	22.9	99	368	30.9
国民宿舎湯来 ロッジ等		59	595			2	900				62	495						299	4.8
駐 車 場	6	517	99			1	496			6	532	95	14	899	3	22.8	51	645	7.9
開 発	1	038	355							1	038	355		165	10	1.6		415	0.4
市立病院機構 資金貸付	5	768	696							5	768	696	18	063	69	31.3			
元宇品町財産区		7	730								7	730		26	812	346.9			
高南財産区		1	54								1	54		6	83	443.5			
三入財産区		4	51								4	51		5	809	1,288.0		26	5.8
小河内財産区		1	99								1	99		5	074	2,549.7		19	9.5
砂谷財産区		3	52								3	52		10	697	3,038.9		20	5.7
合 計	39	809	089	2	43	96	15	93	70	39	825	46	58	11	684	29.3	13	493	33.9

2 市有財産の状況（令和5年9月30日現在）

土 地	5,126万9,201.63 m ²
建 物	406万8,263.72 m ²
工 作 物	7万3,940 件
立 木 竹	68万8,504.50 m ³
積 立 金	1,364億9,775万3千円
そ の 他	1,056億1,337万7千円

3 市債及び一時借入金（一般会計及び特別会計）の状況

(1) 市債（令和5年9月30日現在）



(2) 一時借入金（令和5年9月30日現在）

(単位：億円)

区分	限度額	現在高
一般会計	900	0

(注) 令和5年4月から9月までの間に、一時借入れは行っていない。